

平成25年度

事業計画書

平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東京都千代田区九段北4-2-11 第2星光ビル2F

目 次

I	概説	1
1.	学校教育法に基づく認証評価	1
(1)	大学機関別認証評価	1
(2)	短期大学機関別認証評価	1
(3)	ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価	2
II	項目別事業計画（公益目的事業）	2
1.	大学等の教育研究活動等の評価事業	2
(1)	大学機関別認証評価	2
①	大学機関別認証評価及び再評価の実施	3
②	大学機関別認証評価に関する委員会等の開催	3
③	評価結果報告書の作成等	3
④	自己評価担当者説明会（申請大学）の開催	3
⑤	認証評価大学責任者説明会（申請大学）の開催	3
⑥	自己評価担当者説明会の開催（申請大学）（再評価）	3
⑦	評価員セミナーの開催	3
⑧	大学評価セミナーの開催	4
⑨	大学の教育研究活動の評価に対する支援事業	4
(2)	短期大学機関別認証評価	4
①	短期大学機関別認証評価の実施	4
②	短期大学機関別認証評価に関する委員会等の開催	4
③	評価結果報告書の作成等	4
④	自己評価担当者説明会（申請短期大学）の開催	4
⑤	認証評価短期大学責任者説明会（申請短期大学）の開催	4
⑥	評価員セミナーの開催	5
⑦	短期大学評価セミナーの開催	5
⑧	短期大学の教育研究活動の評価に対する支援事業	5
(3)	ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価	5
①	ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会の開催	5
2.	大学等の評価員の養成事業	5
(1)	大学機関別認証評価	5
①	評価員養成	5
(2)	短期大学機関別認証評価	6
①	評価員養成	6
3.	大学等の評価に関する調査・研究	6
(1)	評価基準等の調査研究	6
①	評価システム改善	6
②	専門職大学院評価に関する調査・研究	7

(2) 評価充実協議会の開催	7
(3) 国際会議への参加等	7
4. 大学等の評価に関する広報及び啓発活動	7
(1) 広報誌等の刊行	7
(2) 情報公開（ホームページ等の維持・管理）	7
(3) 法人創立10周年記念事業の準備	8

平成25年度 事業計画書

I 概説

1. 学校教育法に基づく認証評価

(1) 大学機関別認証評価

学校教育法に基づく認証評価制度が導入され、平成16年4月より国公立の全ての大学等は、定期的に文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務づけられた。

公益財団法人日本高等教育評価機構（以下、「本機構」という）は、平成17年7月に文部科学大臣より学校教育法に基づく認証評価機関（大学の認証評価）としての認証を受け、直ちに平成17年度から事業を開始し、平成23年度までに285大学の認証評価を実施した。

また、これまでの経験を踏まえ、平成23年度に大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準の大幅な改訂を行い、平成24年度は新大綱及び評価基準に基づき13大学の認証評価を実施した。平成25年度は30大学の評価を実施する。

なお、過年度の認証評価において、評価結果が「保留」とされた大学の再評価は、平成21年度から平成24年度までに13大学について実施し、平成25年度においては6大学について実施する。

本機構の認証評価は、“Voluntary and Peer Review”（自由意思で行う同僚評価）によって、評価対象大学の改善・質向上に資することを願うとともに、認証評価機関として客観的評価の結果を公表することを使命とし、以下3項目を目的として評価事業を実施する。

- ・各大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、本機構が定める大学評価基準に基づき、教育研究等の総合的な状況の評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各大学の自主的な質保証の充実を支援すること。
- ・各大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるように支援すること。
- ・各大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。

(2) 短期大学機関別認証評価

短期大学認証評価は、平成21年9月に文部科学大臣の認証を受け、評価基準等を周知するためのセミナーの開催等を行ったが、平成23年度及び同24年度の認証評価の申請がなかったため、平成25年度が初めての事業実施となる。平成25年度は1短期大学の評価を実施する。

本機構の認証評価は、“Voluntary and Peer Review”（自由意思で行う同僚評価）によって、評価対象短期大学の向上に資することを願うとともに、認証評価機関として客観的評価の結果を公表することを使命とし、以下3項目を目的として評価事業を実施する。

- ・各短期大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、本機構が定める短期大学評価基準に基づき、教育研究活動等の総合的な状況の評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各短期大学の自主的な質保証の充実に支援すること。
- ・各短期大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるよう支援すること。
- ・各短期大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各短期大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。

(3) ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価

ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価は、平成22年3月に文部科学大臣の認証を受け、対象となる専門職大学院は、現在のところ1大学院（研究科）のみである。

平成22年度に対象大学院（1研究科）の認証評価を実施したため、次回評価実施は平成23年度以降5年以内となる。平成25年度は次回評価実施に向けて評価システムの見直しを行うこととする。

II 項目別事業計画（公益目的事業）

1. 大学等の教育研究活動等の評価事業

(1) 大学機関別認証評価

大学機関別認証評価は、大学からの認証評価の申請を受理し、大学評価基準（4基準、22の基準項目、51の視点）をもとに各大学が自己点検・評価の結果としてまとめた自己点検評価書に基づき、書面調査、実地調査を実施し、教育研究活動等の総合的な状況の評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、大学評価基準に適合しているかどうかの判定を行う。

また、過年度の認証評価において、評価結果が「保留」とされた大学の再評価も同時に実施する。

平成26年度大学機関別認証評価の実施大学は、平成25年7月に募集する。

- ① 大学機関別認証評価及び再評価の実施
- ア. 平成25年度認証評価の予定 30大学
 - イ. 平成25年度再評価の予定 6大学
- ② 大学機関別認証評価に関する委員会等の開催
- ア. 大学評価判定委員会の開催（年4回）
 - イ. 意見申立て審査会の開催（年1回）
 - ウ. 改善報告等審査会の開催（年2回）
- 平成23年度までの認証評価で、条件を付して認定した大学から提出された改善報告書及び平成24年度以降の認証評価で、評価報告書に改善を要する点として指摘した内容に対し大学から提出された改善報告書に関する事項を審議し、その結果を大学へ通知するとともに、結果の概要を公表する。
- ③ 評価結果報告書の作成等 800部
- ④ 自己評価担当者説明会（申請大学）の開催…1地区（東京）平成25年9月開催（短期大学と合同開催予定）
- 平成26年度評価分 65大学 195人
- ⑤ 認証評価大学責任者説明会（申請大学）の開催…1地区（東京）平成25年9月開催（短期大学と合同開催予定）
- 平成26年度評価分 65大学 195人
- 平成26年度の認証評価を申請した大学の責任者等を対象に、認証評価における責任者の役割や評価基準について理解を深めることを目的とし、自己点検評価書の作成に関する基準の留意点などを解説する。
- ⑥ 自己評価担当者説明会（申請大学）の開催（再評価）…1地区（東京）平成25年9月開催
- 平成26年度評価分 1大学 3人
- ⑦ 評価員セミナーの開催…1地区（東京2日）平成25年6月開催
- 平成25年度評価員 約150人
- 評価員は、評価基準等の評価システムを熟知するとともに、高いレベルでの共通理解、認識が必要となる。平成25年度評価の評価員に対し「評価員セミナー」を開催する。

- ⑧ 大学評価セミナーの開催…2地区（東京、大阪）平成25年4月開催（短期大学と合同開催予定）
2地区の参加見込み 360人
会員大学等の認証評価担当者に対し、本機構の認証評価制度を周知するための毎年度恒例のセミナーとして開催する。
- ⑨ 大学の教育研究活動の評価に対する支援事業
認証評価の意義、手続等及び評価結果に対する取組等について評価申請大学または評価を受けた大学からの要請に応じて、相談のための職員を派遣する等の業務を行う。
職員派遣等の相談業務の実施（随時）

(2) 短期大学機関別認証評価

短期大学機関別認証評価は、短期大学からの認証評価の申請を受理し、短期大学評価基準（4基準、22の基準項目、51の視点）をもとに各短期大学が自己点検・評価の結果としてまとめた自己点検評価書に基づき、書面調査、実地調査を実施し、教育研究活動等の総合的な状況の評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、短期大学評価基準に適合しているかどうかの判定を行う。

平成26年度短期大学機関別認証評価の実施短期大学は、平成25年7月に募集する。

- ① 短期大学機関別認証評価の実施
平成25年度認証評価の予定 1短期大学
- ② 短期大学機関別認証評価に関する委員会等の開催
ア．短期大学評価判定委員会の開催（年4回）
イ．意見申立て審査会の開催（年1回）
- ③ 評価結果報告書の作成等 800部
- ④ 自己評価担当者説明会（申請短期大学）の開催…1地区（東京）平成25年9月開催（大学と合同開催予定）
平成26年度評価分 2短期大学 8人
- ⑤ 認証評価短期大学責任者説明会（申請短期大学）の開催…1地区（東京）平成25年9月開催（大学と合同開催予定）
平成26年度評価分 2短期大学 8人

平成26年度の認証評価を申請した短期大学の責任者等を対象に、認証評価における責任者の役割や評価基準について理解を深めることを目的として、自己点検評価書の作成に関する基準の留意点などを解説する。

⑥ 評価員セミナーの開催…1地区（東京）平成25年6月開催

平成25年度評価員 4人

評価員は、評価基準等の評価システムを熟知するとともに、高いレベルでの共通理解、認識が必要となる。平成25年度評価の評価員に対し「評価員セミナー」を開催する。

⑦ 短期大学評価セミナーの開催…2地区（東京、大阪）平成25年4月開催（大学と合同開催予定）

2地区の参加見込み 40人（（1）⑧参照）

⑧ 短期大学の教育研究活動の評価に対する支援事業

認証評価の意義、手続等及び評価結果に対する取組等について評価申請短期大学または評価を受けた短期大学からの要請に応じて、相談のための職員を派遣する等の業務を行う。

職員派遣等の相談業務の実施（随時）

（3）ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価

ファッション・ビジネス系専門職大学院の評価基準及び実施方法については、平成25年度に見直しを行う。

① ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会の開催（年2回）

2. 大学等の評価員の養成事業

（1）大学機関別認証評価

① 評価員養成

ア. 評価員養成検討委員会の開催（年5回）

評価員の人材確保とその養成が最も重要であり緊急の課題である。評価員に対する望ましい研修のあり方並びに評価員の養成に係る調査研究を、評価員養成検討委員会が中心になって取組む。

イ. 評価員セミナーの開催…1地区（東京2日）平成25年6月開催（再掲）

平成25年度評価員 約150人

評価員は、評価基準等の評価システムを熟知するとともに、高いレベルで

の共通理解、認識が必要となる。平成25年度評価の評価員に対し「評価員セミナー」を開催する。

ウ. 評価員候補者の確保

平成26年度評価実施のための評価員候補者の確保については、不足する分野を勘案し、新たに評価員候補者の募集を行い、大学から推薦された者等
を評価員候補者として登録する。

エ. 評価員候補者の推薦に関する会員大学のアンケート調査

アンケート対象大学…会員大学317校

本機構に登録されている評価員候補者は会員大学などからの推薦によるものであるが、すべての会員大学から推薦されているわけではない。より多くの評価員候補者の確保が可能か否かを検証するため、各会員大学の評価員候補者に関する推薦基準、評価員候補者への期待、推薦できない理由など、全会員大学を対象に評価員候補者推薦に関するアンケート調査を行う。

(2) 短期大学機関別認証評価

① 評価員養成

ア. 評価員セミナーの開催…1地区（東京）平成25年6月開催（再掲）

平成25年度評価員 4人

評価員は、評価基準等の評価システムを熟知するとともに、高いレベルでの共通理解、認識が必要となる。平成25年度評価の評価員に対し「評価員セミナー」を開催する。

イ. 評価員候補者の確保

平成26年度の認証評価申請状況に基づき、評価員候補者の募集を行い、短期大学から推薦された者等
を評価員候補者として登録する。

3. 大学等の評価に関する調査・研究

(1) 評価基準等の調査研究

① 評価システム改善

ア. 評価システム改善検討委員会の開催（年5回）

評価システム改善検討委員会において、平成24年度以降の新評価システムについて検証を行い、改善を図る。また、私学を中心とした高等教育諸情勢及び各種答申などの内容を踏まえ、評価システムなどを含め、高等教育の質の改善に関する幅広い研究を行う。

イ. 国内外の大学等に対する調査・研究

学修成果（ラーニング・アウトカムズ）に対する評価のあり方について、

前年度（平成24年度）の継続的な調査・研究として、国内外において先進的に取り組んでいる大学等の事例を調査するとともに、国外の評価機関の学修成果に対する評価の実情と課題を調査・研究し、調査結果をまとめ、必要に応じて今後の評価基準に反映する。

② 専門職大学院評価に関する調査・研究

専門職大学院のうち、ファッション・ビジネス系専門職大学院以外の専門職大学院に対する評価の実施へ向けて調査・研究を行い、新たに一専門職大学院分野について認証評価を実施するため、評価基準等を設定するための専門の委員会を発足させ、検討を行う。

(2) 評価充実協議会の開催

認証評価機関として現状、今後のあり方、さらには将来の展望について、会員大学の理事長、学長、事務局長等の大学関係者、その他教育関係者、行政、一般社会人との意見交換等を行うために「評価充実協議会」を開催する。

評価充実協議会の開催（東京）平成25年7月開催 250人

(3) 国際会議への参加等

わが国において高等教育の国際的通用性が重要な課題となっており、認証評価機関としても国際的通用性を高める取組が必要である。高等教育の質保証や評価に関わる国際的な機関等に加盟するとともに国際会議へ適宜参加し、海外の高等教育の質保証の現状調査等、本機構の今後の方策検討の材料とする。

- ① INQAAHE (International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education : 高等教育質保証機関国際ネットワーク) 及びその下部組織である APQN (Asia-Pacific Quality Network : アジア・太平洋高等教育質保証ネットワーク) の活動に積極的に参画するとともに、CIQG(CHEA International Quality Group : 米国高等教育ア krediyteshon 協議会国際質保証グループ) 及び IAUP (世界大学総長協会) の会員として、高等教育の質保証を目的とした国際会議等へ適宜参加する。

4. 大学等の評価に関する広報及び啓発活動

(1) 広報誌等の刊行

広報誌 PeeR (ピア) 年1回刊行 平成25年7月 5,000部

(2) 情報公開 (ホームページ等の維持・管理)

英語ホームページの充実
メールマガジンの充実
評価員専用ホームページの開設

(3) 法人創立10周年記念事業の準備

以上